

別添

規則等の名称	徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（平成23年徳島県規則第14号）
根拠法令	○林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号） ○徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）
趣旨	<p>徳島県暴力団排除条例が制定され、県の事務及び事業における措置として、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるもの」としている（条例第6条）。</p> <p>今回の改正は、条例の規定に基づき、所要の規則等の整備を行うものである。</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林業改善資金の貸付けを受けようとするものが暴力団、暴力団員等に該当するときは、貸付けを行わないことができる旨の規定を追加する。 ○ 林業改善資金の貸付けの決定を受けたものが暴力団、暴力団員等に該当することが判明したときは、その決定を取り消すことができる旨の規定を追加する。 ○ 林業改善資金の借受者が暴力団、暴力団員等に該当することが判明したときは、貸付金の期限前償還を請求することができる旨の規定を追加する。 <p style="text-align: right;">等々</p>
施行日	平成23年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	<p>条例の規定に基づき条例の規定の適用又は準用について必要な技術的な読替えを定める規則等である（本県がパブリックコメント手続を経て制定した、徳島県暴力団排除条例第6条の規定に基づき、本県の事務及び事業から暴力団を排除するため、所要の規則等の整備を行うものである。）。</p>